

糸満市鳥獣被害防止対策事業について

【 目 的 】

鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、必要な捕獲活動の支援を目的としています。

※本事業の対象とする鳥獣 → タイワンシロガシラ

【事業の流れ】

1. 捕獲申請許可（実施者→市）



・事業の対象者はタイワンシロガシラによる被害のある農作物（**シタス、キャベツ、スイートコーン等**）を栽培している市内の農家又は農業生産法人となっています。

・（実施者→市）**様式第1号「糸満市鳥獣被害防止対策事業実施申請書」**を市へ提出する。

※**印鑑・捕獲手数料振り込み先確認のための通帳を準備して農政課窓口まで**お願いします。

・（市→実施者）提出された申請書を確認し、**様式第2号「糸満市鳥獣被害防止対策事業実施許可証」**を交付します。

2. 捕獲（実施者）



・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、あらかじめ市が県より許可された範囲内での捕獲。

※市が貸出している**捕獲箱または自作したわな等での捕獲**となります。

3. 報告準備（実施者）



・**捕獲確認は捕獲個体の両脚で行います。剪定ばさみ等で脚を根元から切断**してください。両脚以外は、原則実施者による埋設処分となります。

4. 報告（実施者→市）



・（実施者→市）**様式第3号「糸満市鳥獣被害防止対策事業捕獲個体報告書」**（※1）、**様式第4号「糸満市鳥獣被害防止対策事業手数料請求書」**で捕獲の報告、捕獲手数料の請求を行ってください。報告の際に捕獲個体確認のための両脚も添付してください。

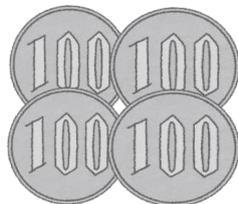
10月～翌年3月（※2）の**第1・3火曜日**の午後2時～午後3時にJAおきなわ糸満支店「**真壁集荷場**」で報告書を受け取ります。

※1：報告書の提出の際は**必ず印鑑を持参**してください。

※2：3月は第1火曜日のみになります。

【実施日】10/7、10/21、11/4、11/18、12/2、12/16
1/6、1/20、2/3、2/17、3/3

5. 支払（市→実施者）



・（市→実施者）実施者から提出された請求書を確認のうえ、指定された振込先に捕獲個体数×**400円**を振り込みます。

※**補助は予算（48,000円）に達し次第終了**となります。

お問い合わせ先
糸満市 農政課 担当：當間
TEL:098-840-8134 FAX:098-840-8153